

牧原地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

牧原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者 2 経営体（個人：2 法人：1）

認定新規就農者 1 経営体

集落営農 0 組織

個人 4 経営体

法人 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

風瀬地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

風瀬地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者 2 経営体（個人：1 法人：1）

認定新規就農者 0 経営体

集落営農 0 組織

個人 0 経営体

法人 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については、既に農業生産法人に集約が進んでいる地域。当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

南長小野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南長小野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者 5 経営体（個人：3 法人：2）

認定新規就農者 0 経営体

集落営農 0 組織

個人 5 経営体

法人 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については、既に農業生産法人に集約が進んでいる地域。

今後は、水田を中心に地域の担い手に今後集約するが、当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

久木小野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

久木小野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者 1 経営体（個人：0 法人：1）

認定新規就農者 1 経営体

集落営農 0 組織

個人 7 経営体

法人 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

南田中地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南田中地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者 5 経営体（個人：3 法人：2）

認定新規就農者 2 経営体

集落営農 0 組織

個人 9 経営体

法人 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については、既に農業生産法人に集約が進んでいる地域。当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

御靈園地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

御靈園地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	2 経営体	(個人 : 2 法人 : 0)
認定新規就農者	1 経営体	
集落営農	0 組織	
個	人 1 経営体	
法	人 0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

八里合地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八里合地区（小屋川・備後尾・名塚・田良原）

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	5 経営体	(個人 : 5 法人 : 0)
認定新規就農者	2 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	8 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

地域の中心となる経営体も十分いるが、当面は各自で現状を維持しながら営農を行い、耕作ができなくなったら中心となる経営体へ農地の集積を行うようなプランの見直しを行う。

農地集積は中間管理事業を活用し、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

東光寺地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東光寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	4 経営体	(個人 : 2 法人 : 2)
認定新規就農者	0 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	1 経営体	
法人	1 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

東光寺地区は、水田は農地利用改善組合を立ち上げ、畑については茶を栽培する企業への集積されており、担い手は十分確保されている。

今後は、現状を維持しながら営農を行い、耕作ができなくなったら中心となる経営体へ農地の集積を行うようなプランの見直しを行う。

農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

川平地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川平地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者 5 経営体（個人：4 法人：1）

認定新規就農者 2 経営体

集落営農 0 組織

個人 1 経営体

法人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

畑については、既に農業生産法人に集約が進んでいる地域。当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

また、農地集約については、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し、荒廃化防止に努める。

家野地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

家野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 27 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	3 経営体	(個人 : 2 法人 : 1)
認定新規就農者	1 経営体	
集落営農	0 組織	
個	人 2 経営体	
法	人 0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

高齢化、兼業化が進むなかで、現状では稲作機械を各自が所有しているが、今後機械の故障などにより作業ができなくなった場合には、営農組織や中心となる経営体へ作業委託や農地の集積を行い、地区の農地を将来にわたって守っていく。

農地集約の方法については、農地中間管理機構を活用することを検討し、地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し荒廃化防止に努める。